

政府のソマリア派兵の決定と海自への準備指示に抗議し、 その撤回を求める

政府は本日、安全保障会議を開催し、ソマリア沖の海賊対策のためとして、海上自衛隊の艦隊を自衛隊法 82 条の海上警備行動として派兵することを決め、浜田靖一防衛相は海上自衛隊に準備指示を出した。

そもそも海賊とは犯罪である。日本は既にマラッカ海峡での海賊対策に貢献した実績があり、資金、技術面での国際協力のできる国である。ソマリア沖の海賊を取り締まる隣国イエメンの沿岸警備隊長のアルマフディ氏は「日本から自衛官を派遣すれば費用がかかるはず。現場をよく知る我々が高性能の警備艇で取り締まった方が効果がある」(08.11.15 朝日新聞)と述べている。また、ソマリアは 1991 年以來無政府状態にあり、そのことが貧困と混乱を生み海賊問題を生み出しているのであり、ソマリアの事態を解決する国際的協力に力を尽くすことが求められている。

根拠法とされている自衛隊法 82 条は、日本近海での事案と行動を前提にしている条項であり、1 万キロも離れたアフリカ沿岸など想定していない。いったんソマリア派兵の既成事実をつくれば、無限に、地球規模に出動する余地を与えることになる。しかも、自衛隊法では海賊取締りに制約があり、その効果も疑問視されている。

一方で、自衛隊法の制約を口実に、新法を制定し、集団的自衛権の行使や「武器使用」の制限に対する新たな突破口を開こうとしている。

自衛隊法に逸脱し、派兵してから根拠法をつくらうなどというのは、国会無視、国民無視の暴挙である。

このように、今回の決定と準備指示は、先ず自衛隊派兵ありきであり、海賊問題解決の真剣な対応とはいえない。

ただちに撤回することを求める。

2009年1月28日

日本平和委員会